

# 職長・安全衛生責任者 再教育

## (能力向上教育)

職長に対して、法定の『職長等の教育』（労働安全衛生法第60条）を修了後、定期的に（5年毎）に再教育を行うなどレベルアップをはかり、能力向上を充実することが義務づけられています。

（平成3年1月21日付基発第39号）

当協会では、職長・安全衛生責任者再教育（能力向上教育）を開催しますので、この機会に受講されることをお勧めします。

受講された方には後日、修了証を交付します。（当日ではありません）

受講対象者： 職長・安全衛生責任者教育を修了後、おおむね5年を経過した方（当協会以外の団体の修了証をお持ちの方も受講できます。）

申込のときに修了証の写しが必要です。



厚生労働省より新たにカリキュラムが示されましたので、当協会では平成29年4月1日以降の講習より新しいカリキュラムで実施します。

（平成29年2月20日付 基発0220第3号に基づく教育）

### 新カリキュラム

講習内容・時間	
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関する こと ・建設業における労働災害発生状況 ・労働災害の仕組みと発生した場合の対応 ・作業方法の決定及び労働者の配置 ・作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ・異常時等における措置 ・安全施工サイクルによる安全衛生活動 ・職長等及び安全衛生責任者の役割	2時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関する こと ・労働者に対する指導、監督等の方法 ・効果的な指導方法 ・伝達力の向上	1時間
危険性又は有害性等の調査等に関する こと ・危険性又は有害性等の調査の方法 ・設備、作業等の具体的な改善の方法	30分
グループ演習 ・災害事例研究 ・危険予知活動 ・危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置 以上1項目以上実施	2時間 10分
全 5時間 40分	

労働局登録教習機関

一般財団法人 労働安全衛生管理協会

本部事務局 〒336-0017 さいたま市南区南浦和2-27-15（信庄ビル3階）

TEL 048-885-7773・Fax 048-885-5738



日程、申込はホームページからお願いします。 <http://www.roudouanzen.com>